

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011 『利益と害についてのケースブック』2

ケーススタディー2-31：情報

翻訳 山崎康仕

X夫人は、妊娠しており、胎児は32週目であった。超音波スキャンの結果、彼女は、胎児が一般に小人症として知られる障害である骨異形成になっている可能性があるとして伝えられていた。X夫人は、カウンセリングを受けるように言われ、さらに超音波検査がおこなわれ、骨異形成の診断が確定した。

X夫人は、RW病院（Royal Women's Hospital）の救急部へ行き、妊娠中絶を求めた。そのとき、彼女は、ヒステリックで自殺傾向のある様子で中絶を要求した。

彼女は、精神科医のカウンセリングと診断を受けるように言われた。数日後、精神科医は、X夫人の精神医学上の健康を維持し、彼女の生命を保全するためには、妊娠中絶が必要であると勧告した。

その病院の多数の臨床医に意見が求められた。彼らは、精神科医の勧告と同意見であった。2000年2月の初旬、減数手術（fetal reduction procedure）が実施され、X夫人は、死産で女兒を分娩した。

2001年5月1日に、豪連邦議会の一議員（ヴィクトリア州選出の連邦上院議員：a Senator for the State of Victoria）がその中絶に関して医療協議会（Medical Practitioners Board、以下「協議会」と呼ぶ。）に告発の手続きをとった。2002年4月に、協議会は、その医療処置と、病院を含む関連医師の行為とについて予備調査を開始した。

協議会は、その調査のために、病院に証拠書類の提出を求めた。X夫人は、その調査のために（病院が保持する）自分の診療記録を開示することには同意しないと病院に連絡した。

病院は、彼女の拒絶に拘わらず、協議会にX夫人の診療記録を開示すべきか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とと

ものに定めなさい。

YES そのような事例を調査することは公益に属することである。十分な調査を行うには、関連する情報と診療記録のすべてが必要である。

NO X 夫人が拒絶しているにも拘わらず、それらの診療記録を開示することは、彼女のプライバシーと秘密保持の権利に対して重大な侵害となるであろう。医療においてこの重要で基本的な原理に反しないことも、公益に属することである。

NO もし患者の記録を協議会に開示すれば、他の類似の医療上援助を必要としている深刻な状況にある女性は、援助を求めることや、彼女らの状況について医師に率直に話すことを思いとどまるだろう。最悪の場合、その困っている女性が、他の安全ではない中絶手段を求めることになるであろう。

本ケースについてのノート

判決

この事案は、その国（豪・ヴィクトリア州）の控訴裁判所に上訴された。この上訴での争点は、RW 病院が公益を理由とする秘匿特権 (public interest immunity) を根拠にして、協議会に患者の診療記録の提供を拒絶できるかどうかである。すなわち、その情報を開示しないことが公益に属するという主張である。病院の主張によれば、その公益を守るために、「公立病院において、産婦人科の医療を含む生殖問題に関して助言と治療を求める女性患者」の診療記録はすべて、強制的な開示を免除されるべきである、ということになる。

裁判所の判決では、病院は、その文書の提出を拒否するためのいかなる根拠も立証することができなかったとされた。

ディスカッション 情報

治療による介入の結果を監査することは、良好な医療を行う上で必要な標準的要件である。そのような監査をするには、たいいていは、その処置自体に関与しない医療者（例えば、病理学者や管理職員）を雇用する必要がある。そのような人々は、治療を行う医師と同一の秘密保持の規範に服するが、医療のプロとして「need-to-know の原則（必要性のある人に必要のある範囲でのみ知らせるという原則）」に基づいて患者の個人情報入手できる。そのような情報の入手は、医療上の秘密保持違反とは考えられていない。本件に含まれるよ

うな調査は、同種のものである。ここで臨床医と管理についての実務が監査されているのは、患者医師関係に対する一般人の信頼の基礎となる専門職の規範を維持するためである。

治療に対する患者の同意には、その治療に関連するすべての人々が含まれているのであり、それには、「need-to-know の原則」を理由として、患者についての情報を、他の専門職、例えば X 線技師、病理学者、看護師などと共有することが含まれる。彼らが患者の情報を入手するのに別個の同意は必要とされていない。したがって、医療専門職の規範逸脱を調査する場合にも同様の考え方が当てはまると、十分に説明できる。

さらに、医療専門職に対する公の信頼は、医師と関連専門職が有する能力と専門職の規範に対する信頼に依拠しているし、彼らの能力と規範を患者は当然のことと考えている。もしそれら専門職としての規範逸脱を調査するために、当該ケースの事実を完全に開示することが必要とされる場合に、その調査で専門職規範が擁護されないならば、医療専門職に対する信頼は根底から崩れ去ることになるであろう。